

## 利益相反マネジメント規程

平成28年4月1日  
28（規程）第31号  
最終改正 令和3年4月1日  
令03（規程）第20号

## （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が、産学官連携活動を含めた研究開発等の業務及び機構の運営に係わる公益性、公平性、中立性及び透明性を担保し、社会的な信頼を得るために重要な考慮を必要とする利益相反について、これをマネジメントするための基本方針を定めることを目的とする。

## （利益相反マネジメントの基本的な考え方）

第2条 機構は、研究開発等の業務及び機構の運営を公正かつ効率的に行うため、機構の役職員（以下「職員等」という。）の利益相反による弊害を未然に防止し、万一生じた弊害については、解決のための措置を講じるなど、適切に利益相反マネジメントを行うこととする。

なお、職員等は、研究開発等の業務及び機構の運営を行う上で利益相反の弊害を生じないよう、努めるものとする。

## （利益相反の定義及び利益相反マネジメントの対象）

第3条 機構は、次の各号に定める状態にあることを利益相反と定義し、利益相反マネジメントの対象とする。

- (1) 職員等が兼業収入を得ている組織と機構との間で共同研究、受託研究等を行う際に相手方に有利になるよう取り計らうこととなるなど、職員等が機構以外の組織から得る私的利得と、機構の利得が対立し得る状態にあること（狭義の利益相反）
  - (2) 職員等が兼業活動等により機構以外の組織に職務遂行責任を負い、かつその職務遂行責任と機構における職務遂行責任とが両立し得ない状態にあること（責務相反）
  - (3) 前2項の他、発生する利害関係のマネジメントを適切に行わなければ、機構における運営又は研究開発等の個別の業務において機構としての公平性又は中立性が損なわれる可能性があり、利益相反マネジメント委員会が審議対象とする必要があると認められる状態にあること
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、外部機関の長から委託されたときは、当該外部機関に所属する役職員（以下「外部職員等」という。）の利益相反マネジメントを行うことができる。

(利益相反マネジメントの体制)

第4条 機構は次の各号に定める体制に従い、利益相反マネジメントを行うこととする。

- (1) 理事長は、職員等で組織した利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置し、利益相反マネジメントの企画、運用等について審議する。
- (2) 機構は、職員等からの利益相反に関する相談等に適切に対応するため、委員会事務局(以下「事務局」という。)に窓口を設け対応する。
- (3) この規程に基づき職員等又は外部職員等の自己申告に接することができる者(申告者の所属長、利益相反マネジメント委員会委員及び事務局)は、利益相反マネジメントにより知り得た職員等又は外部職員等の個人情報を、機構の個人情報保護規程に基づき、適切に管理することとし、マネジメントの職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- (4) 人を対象とする研究に関する倫理規則(令03生(規則)第7号)に定める人を対象とする研究に係る利益相反マネジメントについては、同規則に基づき実施されるものを除き、この規程の定めるところによる。

(利益相反マネジメントの手続及び方法)

第5条 機構は次の各項に定める手続をもって、第2条に定める利益相反マネジメントを行うこととする。

- 2 利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)について、次の各号に従い提出する。
  - (1) 職員等は、1年に1回自己申告書を事務局に提出するものとする。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、職員等は、提出した自己申告書の申告内容に変更が生じた場合、又は生じる可能性があると判断した場合、速やかに自己申告書を事務局に提出するものとする。
  - (3) 事務局は毎年3月に、自己申告書の提出を職員等に呼びかけるものとする。
  - (4) 自己申告書は、別途委員会で定めるものとする。
- 3 前項に基づき提出された自己申告書について、次の各号に従い委員会による確認を行う。
  - (1) 委員会は、事務局に提出された自己申告書について、利益相反による弊害の有無を確認する。
  - (2) 自己申告書を提出した職員等に対し、特に必要があると委員会が認めるときは、委員会によるヒアリングを実施し、利益相反による弊害の有無を確認する。
  - (3) 委員会は、自己申告書を提出した職員等に対し、確認結果を通知する。

- 4 委員会は、前項に定める確認の結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、又は今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該自己申告書を提出した職員等に対し、産学連携活動等の是正、改善又は中止の勧告を行い、勧告に係る措置に関する報告を求める。
- 5 職員等は、委員会の勧告に異議があるときは、当該委員会に対して再審査を申し立てることができる。理事長は、委員会の審議結果及び当該職員等からの申立の内容を踏まえ、最終判定を行い、委員会及び当該職員等に対して、最終判定に基づく措置を命ずる。
- 6 事務局は、利益相反に係る相談等を隨時受けることとする。利益相反に係る相談等がなされた場合には、事務局において適切に処理するものとし、必要に応じて委員会が利益相反による弊害の有無を確認するものとする。
- 7 機構は、職員等に対して、利益相反マネジメントの重要性の周知と利益相反への適切な対処に必要な研修を行う。

第5条の2 機構は、第3条第2項に規定する利益相反マネジメントを実施する際は、次の各項に定める手続をもって行うこととする。

- 2 外部機関の長は、機構に対し、外部職員等の利益相反マネジメントを書面で委託する。また、当該外部職員等は、所属機関を通じて機構が指定する自己申告書を機構に提出する。
- 3 前項に基づき提出された自己申告書について、次の各号に従い委員会による確認を行う。
  - (1) 委員会は、提出された自己申告書について、利益相反による弊害の有無を確認する。
  - (2) 自己申告書を提出した外部職員等に対し、特に必要があると委員会が認めるときは、委員会によるヒアリングを実施することができる。
  - (3) 委員会は、自己申告書を提出した外部職員等に対し、所属機関を通じて確認結果を通知する。
- 4 委員会は、前項に定める確認の結果、利益相反による弊害が生じている状況にある、又は今後その状況に陥る可能性があると判断した場合は、解決のための措置について検討することができる。この場合、委員会は、当該自己申告書を提出した外部職員等の所属機関に対し、検討結果を通知する。

(機構の対応)

第6条 機構は本規程を、インターネットを通じて公開するとともに、職員等が本規程に従って行った研究開発等の業務及び機構の運営については、機構が対外的な説明を行う。

(規程の改正)

第7条 利益相反マネジメント全般の動向並びに研究開発等の業務及び機構の運営に係わる実態の変遷に応じて、本規程を改正する必要があるときは、委員会の審議を経て改正するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

#### 附 則（平成29年4月1日 29（規程）第26号）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

#### 附 則（平成30年3月28日 29（規程）第95号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成29年9月8日の委員会において実施された外部職員等の利益相反マネジメントについては、この規程に基づき実施されたものとみなす。

#### 附 則（平成31年4月1日 31（規程）第40号）

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

#### 附 則（令和3年4月1日 令03（規程）第30号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。